

# 自動車税の減免及び課税免除の申請時（※1 登録時を除く）には、 納税義務者のマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載が必要です

※1 自動車取得（登録）時における自動車税（証紙徴収）の減免及び課税免除の申請の場合は、マイナンバーの記載は不要です。

## マイナンバーの記載が必要な申請

減免申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者等が使用する自動車に係る自動車税の減免</li> <li>・構造上身体障害者等の利用に専ら供する自動車税の減免</li> <li>・商品中古自動車の自動車税の減免</li> </ul>
課税免除申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人が所有する自動車に係る自動車税の課税免除</li> <li>・市町村社会福祉協議会が所有する自動車に係る自動車税の課税免除</li> <li>・教習用自動車に係る自動車税の課税免除</li> </ul>

## 納税義務者のマイナンバー及び本人確認について

※マイナンバーの記載が必要になるのは納税義務者です。納税義務者でない障害者や運転者等については記載する必要がありません。

### 1 本人確認について

本人確認では、①個人番号確認及び②身元確認を行う必要があります。

本人確認

=

①番号確認

+

②身元確認

### 2 本人確認書類について

#### 2-1 本人が申請する場合

○マイナンバー（個人番号）カードがある場合

マイナンバーカード1枚で本人確認（①番号確認+②身元確認）が可能です

○マイナンバーカードがない場合

①番号確認書類（以下から1つ）

- ・通知カード（原本）
- ・個人番号の記載のある住民票

+

②身元確認書類【顔写真付身分証明書】（以下から1つ）

- ・運転免許証
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳等

#### 2-2 代理人が申請する場合（※家族による代理申請を含む）

①本人の番号確認書類

（以下から1つ ※原本又は写し）

- ・本人のマイナンバーカード（両面）
- ・通知カード
- ・個人番号の記載のある住民票

+

②代理人の身元確認書類【顔写真付身分証明書】

（以下から1つ）

- ・代理人の個人番号カード
- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・官公署等が発行した顔写真付身分、資格証明書等

+

③代理権の確認

- 任意代理人の場合
  - ・委任状 ※県ホームページから取得可能
- 法定代理人の場合
  - ・戸籍謄本等

【減免の手続き・お問い合わせ先】 山梨県自動車税センター（山梨県総合県税事務所自動車税部）自動車税課 課税調査担当

〒406-8558 山梨県笛吹市石和町唐柏 1000-4 TEL 055-262-4662 / FAX 055-263-2421

※開庁時間 8時30分～17時15分（※土日祝日及び年末年始を除く） C棟2番窓口